



あ い づ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

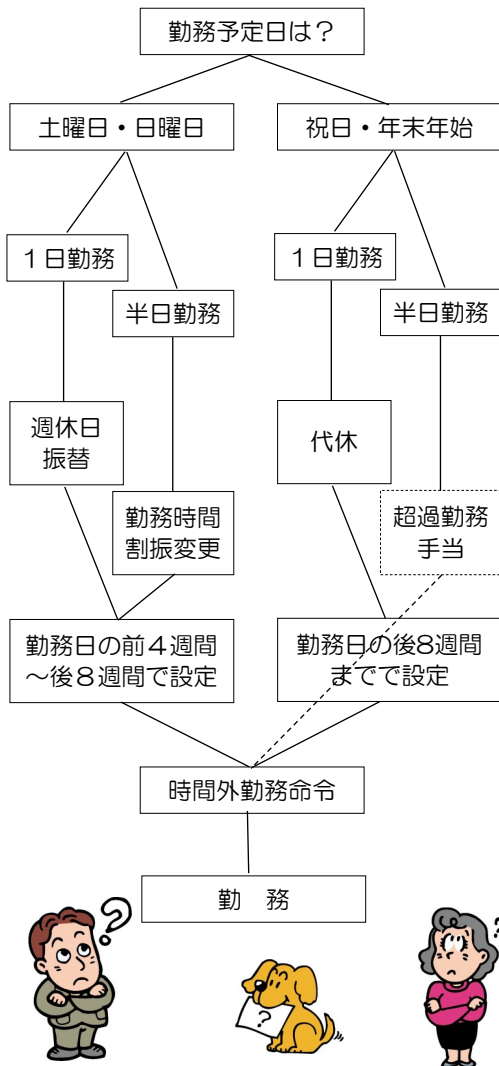
7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

【図表1】振替休・代休フローチャート



【図表2】ケーススタディ

ケース	可否等
A: 祝日・年末年始の半日出勤による「半日代休」	× 半日代休ではなく 超過勤務手当支給
B: 週休日半日出勤×2回 (割振変更)で1日休み	○
C: 祝日・年末年始の半日出勤×2回で1日代休	× 代休は1日出勤した 場合のみ

▼紙面学習シリーズの12回目は、管内単組から総支部に問い合わせのあった「振替休と代休」についてです。正しく理解されている方がどの程度いるのか分かりませんが、とても重要なことですから、ご一緒に学習していきましょう。

▼まず、「振替休」とは「週休日の振替」のことであり、「代休」とは「休日の代休」です。「週休日」とは、土曜と日曜のことで、「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日と年末年始の休日のことです。したがって、「土・日出勤分

の代休」などというのは存在しません。この場合は「振替休」になります。

※なお、職場や勤務形態によっては、「週休日」を土日以外で指定する場合もあります。例えば南会津町であれば「南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」第3条・第4条に規定されていますのでご確認ください。



南会津条例

紙面学習

シリーズ⑫ 『振替休と代休』

組合員の皆さんと一緒に学んでいく『紙面学習』の12回目です。ぜひ、これを基に職場の仲間の皆さんと話合ってみてください。

当面の日程

■6月24日(月)

○13:00県本部単代会議他
(福島市・ラコバふくしま)

■6月26日(水)

○13:30会津若松市職定期大会
(会津労働福祉会館)

■6月26日(水)～28日(金)

○県本部自治研単組抽出オルグ
(4月のオルグと同じ単組を訪問します)

■6月28日(金)

○18:00只見町職定期大会
(只見公民館)

学習の強化と交流で組織を強化しよう！

は、代休を与える」旨、記載されています。「半日勤務の場合には、半日代休」などということは記載されていません。

一方、【図表1】のとおり「土曜日・日曜日」に半日勤務する場合に、**「勤務時間の割振変更」**となります。要は「週休日に勤務する4時間分と、平日の勤務時間4時間分とを交換する」ことで、「平日半日休んでいいよ」ということになります。

この「勤務時間の割振変更」ですが、【図表2】のケースBのとおり、2回分をまとめて「1日休む」こともできます。ただ、前述の通り「休日半日出勤分の半日代休」はありませんから、「休日半日出勤分」と「週休日半日出勤分」とを併せて「1日休む」ことはできません。勿論、「週休日半日出勤分」と「半日有給休暇」をとるのであれば可能です。

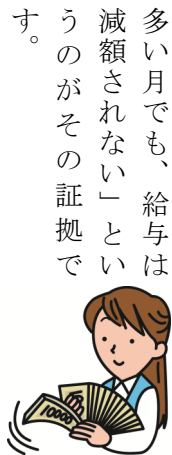
もう一点、重要なことは、週休日でも祝日でも、振替日や代休日等を記載した上で「時間外勤務命令簿」を所属長に提出し、決裁を受けておく必要があるということです。時間外勤務は、所属長の命令で行うもので、命令のないなかで自分の判断で勤務することはできません。

もう一点付け加えると、「週休日の振替」も「祝日・年末年始の代休」も、当初設定した日に休めないからと言って、再度設定することはできません。当初設定した日に休めなかった場合、超過勤務手当の支給となります。

▼「週休日の振替」について
は、この機関紙380号で特集しているの、こちらでもご参照ください。

▼ここからは「余談的」な内容です。

○週休日（土曜日・日曜日）
は、「勤務を要しない日」であり、給与の支払対象外の日です。一方「祝日・年末年始の休み」は給与支払い対象の日であり、「勤務を要する日」なのです。結果、「勤務が免除される日」となるということです。「祝日の多い月でも、給与は減額されない」というのがその証拠です。



○労基法上の休日とは、「勤務を要しない日」であり、週1日の「法定休日」とそれ以外の「法定外休日」とに分かれます。労基法上の「振替」や「代休」は、私たちの制度とは違います。「振替」は「休日と労働日を交換」すること、**「代休」**は、あらかじめ振り替えないで、休日に労働した場合に、後日与えられる代わりの休日のこととなります。したがって、「半日振替（勤務時間の割振変更）」ではなく、「半日代休」があります。

○一般職の国家公務員には、「労基法」の適用がありませんが、地方公務員には原則適用となります。であれば、「半日代休」もあるはずなのですが、国家公務員と同じく、「半日代休」がありません。これは、なぜなのか？ここからは憶測ですが（笑）当時、旧自治省が「勤務時間・休暇等に関する条例・規則」の準則（現在の条例（例））を流す際に、国家公務員に準じた内容にしてしまったのだと思います。それが間違いでそうなったのかどうかは定かではありませんが、何れにしても、「労基法」適用なのであれば、是正させるべきなのだと思います。

編集後記

▼さて、今回も担当業務のPRを少々（笑）。第20年次地方自治研究（自治研）の3つの専門部会員の募集が始まりました。各部会のテーマは①「地域創生」、②「自治体議会改革」、③「震災・原発事故」です。第一次集約が6月21日（金）、最終集約が7月12日（金）となっていますので、たくさんの方からのお応募をお待ちしています。下のQRコードから、チラシをご覧ください。（坂内）



総支部HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！